

## 議案第16号

飛騨市在宅寝たきり者等介護支援手当条例の一部を改正する条例について

飛騨市在宅寝たきり者等介護支援手当条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年2月27日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

### 提案理由

家族介護者を在宅介護の重要な担い手と捉え、「家族介護応援手当」と改称し、手当を支給することにより在宅介護の継続を図る。また、二人以上の介護をしている介護者に対し、応援金を加算するため改正するもの。

# 飛驒市在宅寝たきり者等介護支援手当条例の一部を改正する条例

飛驒市在宅寝たきり者等介護支援手当条例（平成16年飛驒市条例第133号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

飛驒市家族介護応援手当条例

「障害者」を「被介護者」に改める。

第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 この条例は、加齢、知的又は身体の障害により、在宅で常に介護を受けている者（以下「被介護者」という。）を介護する者を在宅介護の重要な担い手と位置づけ、家族介護応援手当（以下「手当」という。）を支給することにより、在宅介護の継続、介護者への感謝と応援並びに福祉の増進を図ることを目的とする。

第2条第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 この条例において「在宅」とは、介護者と被介護者が同居し生計を一にし、住居で生活することをいう。
- 3 この条例において「被介護者」とは、飛驒市に住所を有する寝たきり者、障害者及び認知症者等で、常に介護を必要とする者をいう。

第2条に次の2項を加える。

- 4 この条例において「準被介護者」とは、飛驒市に住所を有し介護者により日常

生活の支援を受けている者をいう。

- 5 この条例において「未就学児」とは、介護者が養育する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第1項第1号又は第2号に規定する児童をいう。

第3条を次のように改める。

（対象者）

第3条 手当は、被介護者の介護者に支給する。

第4条第1項中「手当を受けようとする者」を「手当の支給を受けようとする者」に、同条第2項中「3箇月」を「3箇月の」に改める。

第5条第1項中「受給資格」を「受給資格の全部又は一部」に、同項第1号中「及び介護者」を「及び準被介護者」に改め、同項に次の2号を加える。

- (4) 準被介護者が第2条第4項に該当しなくなったとき。
- (5) 未就学児が第2条第5項に該当しなくなったとき。

第6条第1項を次のように改める。

手当の額は、1人月額10,000円とし、介護者に支援を受けている準被介護者又は介護者が養育している未就学児がある場合は、準被介護者若しくは未就学児1人につき月額5,000円を加算する。

第7条中「愛護」を「生活の質の向上」に改める。

第11条中「の障害程度」を「及び準被介護者の障害程度等」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

飛騨市在宅寝たきり者等介護支援手当条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p><u>飛騨市在宅寝たきり者等介護支援手当条例</u></p> <p><u>(目的)</u></p> <p><u>第1条 この条例は、精神又は身体に重度の障害があり、常に介護を必要とする在宅の障害者を介護する者に対して、在宅寝たきり者等介護支援手当（以下「手当」という。）を支給し、福祉の増進を図ることを目的とする。</u></p> <p><u>(定義)</u></p> <p><u>第2条 この条例において「介護者」とは、扶養義務者等であつて障害者を現に介護する者をいう。</u></p> <p><u>2 この条例において「在宅」とは、介護者と障害者が同居し生計を一にすることをいう。</u></p> <p><u>3 この条例において「障害者」とは、寝たきり者、知的障害者等で、常に介護を必要とする者をいう。</u></p> <p><u>(対象者)</u></p> <p><u>第3条 手当は、現に当市に在住する者で、寝たきり者及び認知症者等の介護者に支給する。</u></p> <p><u>(認定)</u></p> <p><u>第4条 手当を受けようとする者は、市長に申請して認定を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の申請があつたときから3箇月 経過観察及び必要な調査を行い、認定又は却下の決定をし、その結果を申請者に通知するものとする。</u></p>	<p><u>飛騨市家族介護応援手当条例</u></p> <p><u>(目的)</u></p> <p><u>第1条 この条例は、加齢、知的又は身体の障害により、在宅で常に介護を受けている者（以下「被介護者」という。）を介護する者を在宅介護の重要な担い手と位置づけ、家族介護応援手当（以下「手当」という。）を支給することにより、在宅介護の継続、介護者への感謝と応援並びに福祉の増進を図ることを目的とする。</u></p> <p><u>(定義)</u></p> <p><u>第2条 この条例において「介護者」とは、扶養義務者等であつて被介護者を現に介護する者をいう。</u></p> <p><u>2 この条例において「在宅」とは、介護者と被介護者が同居し生計を一にし、住居で生活することをいう。</u></p> <p><u>3 この条例において「被介護者」とは、飛騨市に住所を有する寝たきり者、障害者及び認知症者等で、常に介護を必要とする者をいう。</u></p> <p><u>4 この条例において「準被介護者」とは、飛騨市に住所を有し介護者により日常生活の支援を受けている者をいう。</u></p> <p><u>5 この条例において「未就学児」とは、介護者が養育する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第1項第1号又は第2号に規定する児童をいう。</u></p> <p><u>(対象者)</u></p> <p><u>第3条 手当は、被介護者の介護者に支給する。</u></p> <p><u>(認定)</u></p> <p><u>第4条 手当の支給を受けようとする者は、市長に申請して認定を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の申請があつたときから3箇月の経過観察及び必要な調査を行い、認定又は却下の決定をし、その結果を申請者に通知するものとする。</u></p>

(受給資格の消滅及び届出)

第5条 前条の規定により認定を受けた者(以下「受給者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、手当の受給資格は消滅する。

- (1) 障害者及び介護者が本市に住所を有しなくなったとき。
- (2) 障害者が死亡したとき。
- (3) 障害者が第2条第3項に該当しなくなったとき。

2 略

(手当の額及び支給)

第6条 手当の額は、1人月額10,000円とする。

2 略

(介護者の義務)

第7条 介護者は、第1条の目的に従い障害者の愛護に努めなければならない。

第8条～第10条 略

(受診命令)

第11条 市長は、必要があると認められるときは介護者に対して、その障害者の障害程度について判定を受けるよう命ずることができる。

以下 略

(受給資格の消滅及び届出)

第5条 前条の規定により認定を受けた者(以下「受給者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、手当の受給資格の全部又は一部は消滅する。

- (1) 被介護者及び準被介護者が本市に住所を有しなくなったとき。
- (2) 被介護者が死亡したとき。
- (3) 被介護者が第2条第3項に該当しなくなったとき。
- (4) 準被介護者が第2条第4項に該当しなくなったとき。
- (5) 未就学児が第2条第5項に該当しなくなったとき。

2 略

(手当の額及び支給)

第6条 手当の額は、1人月額10,000円とし、介護者に支援を受けている準被介護者又は介護者が養育している未就学児がある場合は、準被介護者若しくは未就学児1人につき月額5,000円を加算する。

2 略

(介護者の義務)

第7条 介護者は、第1条の目的に従い被介護者の生活の質の向上に努めなければならない。

第8条～第10条 略

(受診命令)

第11条 市長は、必要があると認められるときは介護者に対して、その被介護者及び準被介護者の障害程度等について判定を受けるよう命ずることができる。

以下 略

## 飛騨市在宅寝たきり者等介護支援手当条例の一部を改正する条例（案）要旨

### 1 改正の趣旨

家族介護者は、在宅において介護給付サービスに相当する介護を行っており、家族による介護を給付的な手当と位置づけ、在宅介護者を応援していくことを目的に、在宅寝たきり者等介護支援手当を家族介護応援手当に改称する。

### 2 改正の内容

介護を必要とする者とは、何らかの障害がある者という現し方よりも、介護を受けたい者、受けなければならない者であることから、より直接的に介護を必要とするものとして被介護者に改めるもの。

#### (1) 応援手当対象条件の追加による定義の改正（第2条関係）

家族介護応援手当を受けられる者が、単独では家族介護応援手当を受けられない軽度の介護者を併せて介護している場合、及び未就学児を養育している場合に、家族介護応援手当の加算を行うため、対象要件を追加拡大する。

#### (2) 受給資格の消滅及び届出にかかる改正（第5条関係）

対象要件拡大に伴う、資格喪失にかかる要件を追加する。

#### (3) 手当の額の追加にかかる改正（第6条関係）

新たに定義した要件に合致する介護者に対し、加算額を定め、追加する。

#### (4) 受診命令にかかる改正（第11条関係）

被介護者の障害程度について、対象要件拡大に伴う準被介護者を追加する。

### 3 施行日 平成29年4月1日